



閉じる



ダウンロード



印刷



文字拡大



文字縮小

芦屋市 平成28年 12月 定例会（第4回） 12月22日－06号

P.249 8番（大原裕貴君）

◆8番（大原裕貴君）＝登壇＝日本維新の会を代表し、第76号議案、芦屋市立あしや温泉の指定管理者の指定についてに対し、賛成の立場で討論をいたします。

一般的に指定管理者制度にはメリットとデメリットの双方が存在すると言われています。なので、全てのケースにおいて指定管理者制度が適当であるとは言い切れない部分がありますが、今回のケースにおいてはデメリットよりもメリットのほうが大きいと考えます。

指定管理者制度の導入による最大のメリットとして、入浴施設運営のノウハウを持つ民間事業者を指定管理者に設定すること、そして事業者選定に際し、公募による入札を行っていることによる競争原理作用からのサービスの改善、施設の魅力アップ、利用者人数や利用者満足度の向上が見受けられるなどの効果が挙げられます。

また、今やほとんどの家庭にガス給湯式のお風呂が設置をされており、自宅で簡単に入浴ができる環境が整っています。市民のニーズとして、ただ入浴できるというような施設ではなく、いろいろなサービスが展開される、そういったくつろぎの場、そして入浴施設としてこういった形としてのあしや温泉が求められていると考えます。いわゆる昔ながらの銭湯の数が減少しており、スーパー銭湯や入浴以外の付加価値が備わっているこういった銭湯が生き残っている現状を見ても、市民のニーズは明らかであると考えます。

一方で、仮に財務状況などに問題があるような事業者を選定するようなことがありますと、指定管理制度の導入によるデメリットが大きくなりますが、選定委員会を設置し、しかるべき選定を行っているということ、そして前回と同じ事業者が選定されているという点からも、事業者側の財務状況に関する問題に起因するデメリットの可能性は低く抑えられると予想されます。

よって、市立あしや温泉について、指定管理者制度を用いる判断は妥当と考えます。

以上で賛成討論といたします。